各 位

会 社 名 双日ホールディングス株式会社 代表者名 代表取締役社長 西村 英俊 (コード番号 2768 東証第 1 部・大証第 1 部) 問合せ先 広報部長 吉村 剛史 T E L 03 (5520) 3404

第一回 種優先株式の取得枠設定(商法第 210 条の規定に基づく自己株式の取得枠の設定) および転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社第一回 種優先株式を対象とした商法第 210 条の規定に基づく自己株式の取得枠の設定について、下記 . 記載のとおり本年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会に議案として付議することを決議するとともに、第三者割当による転換社債型新株予約権付社債を下記 . に記載のとおり発行することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

当社は現在まで合計 6,260 億円の優先株式を発行しておりますが、このうち、第一回 種優先株式(発行残高 526 億円)は、2006 年 5 月 14 日より転換請求可能期間に入ります。今回、第一回 種優先株式の取得枠を設定した上で、新たに発行する転換社債型新株予約権付社債が普通株式へ転換することにより増加する株主資本の範囲内で、当該優先株式を買入・消却することといたしました。これにより、株主資本を減少させることなく株式価値の希薄化を抑制し、以って当社の資本構造の改善を加速させることを企図しております。これに関連する当社の資本構造の改善にむけた取り組みにつきましては、添付資料「第一回 種優先株式の取得枠設定及び転換社債型新株予約権付社債(CB)の発行について」もあわせてご参照下さい。

. 第一回 種優先株式の取得枠設定の件

1. 自己株式の取得枠設定を行う理由

2006年5月より普通株式への転換可能期間が開始する当社第一回 種優先株式を当社が買い受けることにより、普通株式の価値の希薄化を抑制するため。

2. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類 当社第一回 種優先株式

(2) 取得する株式の総数 26,300,000株(上限)

(第一回 種優先株式発行済株式総数に対する割合 100%)

(3) 株式の取得価額の総額 600 億円(上限)

(4) 取得する相手方 株式会社ユーエフジェイ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、

株式会社東京三菱銀行、株式会社りそな銀行、三菱信託銀行株式

会社および農林中央金庫

(5) 取得する期間 2005年6月28日開催予定の当社定時株主総会において提案される

予定の資本減少にかかる効力が発生した時から、2006年6月開催

予定の次期定時株主総会終結の時まで

(注) 上記の内容については、2005 年 6 月 28 日開催予定の当社定時株主総会において、「第 2 期損失処理案承認の件」、「資本減少の件」および「自己株式(第一回 種優先株式)取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

. 転換社債型新株予約権付社債発行の件

1. 社債の名称 双日ホールディングス株式会社第二回無担保転換社債型新株予約権付社

債(双日株式会社保証付)(以下 . において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」

という。)

2. 社債の総額 金600億円

3. 各社債の金額 金1億円の1種

4. 本新株予約権付

社債券の形式 無記名式とする。

なお、本新株予約権付社債は商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

5. 利 率 本社債には利息を付さない。

6. 発 行 価 額 額面 100 円につき金 100 円。

ただし、本新株予約権は無償にて発行するものとする。

7. 償 還 価 額 額面 100 円につき金 100 円。

ただし、繰上償還の場合は第 13 項第(2)号乃至第(4)号または第 17 項に

定める価額とする。

8. 払 込 期 日

および発行日 平成17年6月3日

9. 発 行 場 所 日本国

10. 募 集 の 方 法 野村證券株式会社に対する第三者割当の方法による。

11. 物上担保・保証の有無

(1) 本新株予約権付社債には物上担保は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

(2) 双日株式会社(以下 . において「保証人」という。)は、本社債の元金の支払を当社と連帯して保証(以下 . においてかかる保証債務を「本保証債務」という。)する。

12. 社債管理会社の不設置

本新株予約権付社債は、商法第 297 条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置しない。

13. 償還の方法および期限

- (1) 本社債は、平成19年6月1日にその総額を償還する。
- (2) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面金額で繰上償還することができる。
- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日の10銀行営業日前までに事前通知を行った上で、毎月第4金曜日に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面金額で繰上償還することができる。
- (4) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当社に対して、償還日の10銀行営業日前までに事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債券を第19項記載の償還金支払場所に提出することにより、毎月第4金曜日に、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金98円で繰上償還することを、当社に対して請求することができる。
- (5) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (6) 本新株予約権付社債の買入れおよび当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却は、発行日の 翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、当該本新株予約権付社債に係る本新株予 約権のみを消却することはできない。
- 14. 利息支払の方法および期限 該当なし。

15. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付する本新株予約権の数 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計600個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権の発行価額 無償とする。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下 . において当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(7)号 記載の転換価額(ただし、本項第(8)号または第(9)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使請求期間 平成 17 年 6 月 6 日から平成 19 年 5 月 31 日までとする。

(5) その他の本新株予約権の行使の条件

第 13 項第(2)号もしくは第(3)号または第 17 項により本社債が繰上償還される場合は、償還日以降、 第 13 項第(4)号により本社債が繰上償還される場合は、本新株予約権付社債券が第 19 項記載の償還金支払場所に提出された時以降、 第 13 項第(6)号により当社が本社債を買入消却する場合は、当社が本社債を消却した時以降、また 第 18 項による期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時以降、対象となる本社債に付された本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (6) 本新株予約権の消却事由および消却の条件 消却事由は定めない。
- (7) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1 株あたりの額(以下 . において「転換価額」という。)は、当初、506.4 円とする。

(8) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年6月24日から平成19年5月25日までの間、毎月第4金曜日(以下 ... においてそれぞれ「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(以下本号において「取引日」というときは、以下において言及する VWAP が算出されない日を除く。また、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)(以下 ... においてそれぞれ「時価算定期間」という。)の各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下 ... において「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本項第(9)号に準じて当社の取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が289円(以下 ... において「下限転換価額」という。ただし、本項第(9)号により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が1,012.8円(以下 ... において「上限転換価額」という。ただし、本項第(9)号により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(9) 転換価額の調整

転換価額は、平成 17 年 6 月 6 日以降、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を発行または処分する場合には、次の算式に従って調整される。なお、次の算式において、「既発行普通株式数」は当社の発行済普通株式数から当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

既発行普通株式数 + 新発行・処分普通株式数

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当 社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発 行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(10)本新株予約権の発行価額を無償とする理由およびその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率および発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的な価値とを勘案し、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は各本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は、払込期日(平成17年6月3日)に先立つ44取引日(以下本号において「取引日」というときは、終値のない日を除く。)目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入した。)である506.4円、平成17年5月11日から5月17日までの5取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入した。)である476.6円または発行決議日(平成17年5月18日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である460円のうち、最も大きい額であった506.4円とした。

- (11) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- (12)代用払込に関する事項

商法第 341 条 / 3 第 1 項第 7 号および第 8 号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする請求があったものとみなす。

(13) 本新株予約権の期中行使があった場合の配当金の取扱い

行使請求により交付された当社普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金(商法第293条 / 5に定められた金銭の分配)は、行使請求が 4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

16. 担保提供制限

当社または保証人は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債の発行 後、当社または保証人が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する

場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。 なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の規定に基づき、新株予約権を行使したときは当該社債の全額の償還に代えて当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする請求があったものとみなす旨、取締役会で決議されたものをいう。

17. 繰上償還に関する特約

当社または保証人のいずれかが、次の事由に該当した場合には、当該事由発生のときより 30 日後 (銀行休業日の場合はその前銀行営業日。)に残存する本社債の全部を額面金額で繰上償還する。 この場合、当社は本新株予約権付社債の社債権者に対して、その旨を通知するものとする。

(1) 当社が以下の事由に該当した場合

第 16 項に違背したとき。

本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来しても、その弁済をすることができないとき。

社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは期限が到来してもその弁済がなされないとき、または当社が第三者のために行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合はこの限りではない。

破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは会社整理開始の申立をし、 または解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または会社整理開始もしくは 特別清算開始の命令を受けたとき。

(2) 保証人が以下の事由に該当した場合

第 16 項に違背したとき。

保証人が発行する社債 (既発行社債を含む。) について期限の利益を喪失し、または期限が 到来しても、その弁済をすることができないとき。

社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは期限が到来してもその弁済がなされないとき、または保証人が第三者のために行った本保証債務以外の保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合はこの限りではない。破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは会社整理開始の申立をし、

破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは会社整埋開始の甲立をしまたは解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または会社整理開始もしくは 特別清算開始の命令を受けたとき。

18. 期限の利益喪失に関する特約

当社および保証人は、次の事由に該当した場合には、本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が、第 13 項の規定に違背したとき。ただし、保証人が当該違背について本保証債務を履行したときはこの限りではない。
- (2) 前項にかかげる事由に当社、保証人ともに該当したとき。
- 19. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所) 双日ホールディングス株式会社 財務主計部
- 20. 行使請求受付場所 ユーエフジェイ信託銀行株式会社 証券代行部
- 21. 準拠法 日本法
- 22. 上場申請の有無なし
- 23. 上記各項は、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

(ご参考)

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

主として、当社が発行した第一回 I 種優先株式の買入れ資金に充当する予定ですが、具体的な支出までの間、当社の子会社である双日株式会社に対してその運転資金として貸し付ける予定です。

- (2) 前回調達資金の使途の変更 該当事項はありません。
- (3) 業績に与える見通し今期の業績に与える影響はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆さまに対して安定的に配当を行うとともに、内部留保の拡充と有効活用によって企業競争力と株主価値を向上させることを経営の最重要課題のひとつと位置付けております。配当水準につきましては、資本構成と株主資本の状況や、利益成長のための投資等に伴う資金需要などを勘案し、適切な水準を決定してまいります。

(2) 配当決定に当たっての考え方

配当決定に当たっての基本的な考え方は上記(1)のとおりです。

2005 年 3 月期においては、財務体質の抜本的な強化を図るために資産内容を徹底して見直し、この見直しに伴う損失処理によって大幅な欠損金が生じました。この欠損金を解消するために、2005 年 6 月に開催予定の定時株主総会において、資本準備金の取り崩し、および資本の減少を付議する予定です。この資本の減少は、「資本の部」の勘定の振替であり、当社の純資産額に変更を生じるものではありません。また、この資本の減少による発行済株式総数の変更もありませんので、1 株当たりの純資産額に変更を生じるものでもありません。なお、当社はグループ全体としての財務体質の改善と経営基盤の強化のための内部留保との調和を図り、期間利益を積み上げた上で、2006 年度決算における配当を目指します。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金は、利益成長のための投資等に用いる予定です。

(4) その他

該当事項はありません。

(5) 過去3決算期間の配当状況等

(単体ベース)	2004年3月期	2005 年 3 月期
1 株あたり当期純利益	0.43 円	2,561.51 円
1 株あたり年間配当金	-	-
実績配当性向	-	-
株主資本当期純利益率	0.0%	-
株主資本配当率	-	-

(注)

- 1. 当社は 2003 年 4 月 1 日に設立されたため、過去 2 決算期間についてのみ記載しております。
- 2. 「1 株あたり当期純利益」は、普通株式 1 株あたりの当期純利益であり、当期純利益を普通株式の期中平均株式数で除したものです。
- 3. 「1株あたり年間配当金」は、普通株式1株あたりの年間配当金です。
- 4. 「株主資本当期純利益率」は、当期純利益を株主資本(期首の株主資本と期末の株主資本の平均)で除したものです。
- 5. 当該2決算期間において配当を行っていないため、1株あたり年間配当金、実績配当性 向および株主資本配当率については記載しておりません。
- 6. 2005 年 3 月期は、当期純損失が計上されているため、株主資本当期純利益率を記載しておりません。

3. 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金	摘要
2003年5月14日	266,000 百万円	143,000 百万円	314,181 百万円	(注) 1.
2003年5月16日	7,181 百万円	146,606 百万円	317,755 百万円	(注) 2.
2004年10月29日	360,000 百万円	331,106 百万円	502,255 百万円	(注) 3.

(注)

- 1. 第一回 種優先株式、第二回 種優先株式、第三回 種優先株式、第四回 種優先株式、第一回 種優先株式および第一回 種優先株式の第三者割当増資によるものです。
- 2. 普通株式の第三者割当増資によるものです。
- 4. 上記のほかに、当社は、2003年5月29日に発行総額5,000百万円の2005年満期円建 転換社債型新株予約権付社債を、2003年11月5日に発行総額5,000百万円の2005年 11月満期円建転換社債型新株予約権付社債を、2004年10月29日に発行総額10,000

百万円の第一回無担保転換社債型新株予約権付社債(双日株式会社保証付)を、それ ぞれ発行しております。

なお、2005 年満期円建転換社債型新株予約権付社債および第一回無担保転換社債型新 株予約権付社債(双日株式会社保証付)につきましては、その全額が既に当社普通株 式へ転換されております。また、2005年11月満期円建転換社債型新株予約権付社債に つきましては、2005年4月30日現在で4,000百万円が当社普通株式に転換されており ます。

(2) 過去 3 決算期間および直前の株価等の推移

		2004年3月期	2005 年 3 月期	2006年3月期
始	値	339 円	725 円	520 円
高	値	794 円	777 円	543 円
安	値	205 円	325 円	447 円
終	値	718 円	528 円	460 円
株価	収益率	1,676 倍	- 倍	

(注)

- 1. 当社は 2003 年 4 月 1 日に設立されたため、過去 2 決算期間および直前についてのみ記載しております。
- 2. 株価は、東京証券取引所におけるものです。
- 3. 2006年3月期の株価については、2005年5月18日現在で表示しております。
- 4. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の普通株式 1 株あたり当期純利益で除した数値であります。
- 5. 2005 年 3 月期は、当期純損失が計上されているため、株価収益率を記載しておりません。

4. 割当予定先の概要

割当予定约	もの氏名またに	は名称	野村證券株式会社		
割当新株予約権付社債(額面)		(額面)	金 60,000,000,000 円		
払込ま	金 額		金 60,000,000,000 円		
割当予住所			東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
定先の	代表者の氏名		執行役社長 古賀 信行		
内容	資本の額		10,000,000,000 円		
	事業の内容		証券業		
大株主および持株比率		が持株比率	野村ホールディングス株式会社 1	00%	
割 当 予定 先 と	出資関係	当社が保有している 割当予定先の株式の数	なし		
当 社 の関係		割当予定先が保有している当社の株式の数	普通株式 625,046 株		
	取引関係等	取引関係等	幹事証券会社		
		人的関係等	なし	_	

⁽注) 出資関係の欄は、2005年3月31日現在のものであります。

以上

第一回 種優先株式の取得枠設定及び 転換社債型新株予約権付社債(CB)の発行について

双日ホールディングス株式会社 2005年5月18日



発行済優先株式への対応について

資本構造の改善の目的

株式価値向上のために、希薄化を抑制する

具体的対応

株主資本の水準を維持しながら、優先株式の買入・消却を実施するスキームとして

- ◆ 第一回 · 種優先株式につき取得枠を設定、05年度中の買入·消却を予定
- ◆ 転換社債型新株予約権付社債(CB)の発行

今後の方針

今回の具体的対応以降、期間収益の積み上げを原資とした 優先株式買入・消却の実現性を高める

🕊 solitz

今回の対応について

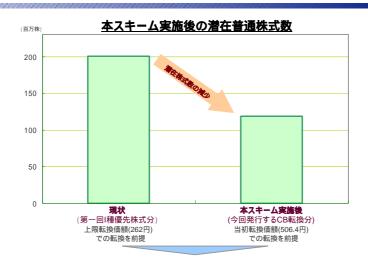
今回実施する発行済優先株式への対応

- ◆ 第一回 種優先株式の取得枠600億円設定(05年6月下旬総会承認)
 - > 転換請求期間開始(06年5月)前までに第一回 種優先株式の買入・消却を 実施予定
- ◆ 野村證券株式会社を割当先とする転換社債型新株予約権付社債(CB)600億円を発行

優先株式についてはCBの転換状況を勘案し買入・消却を実施、 希薄化の抑制を図ると同時に、資本構造の改善を加速させる

Copyright © Soitz Corporation 2005

希薄化の抑制

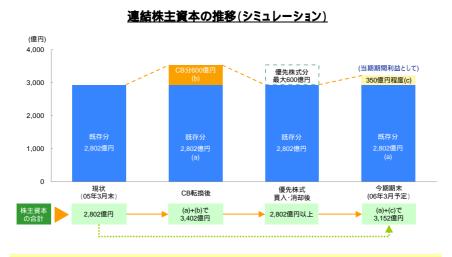


CBでの調達資金を原資とした優先株式買入・消却を行うことにより、 株式価値の大幅な希薄化の抑制を図る

₹ solitz

Copyright © Sojitz Corporation 2005





CB転換により増加した資本の範囲内で優先株式買入・消却を実施し、 株主資本を減少させることなく、資本構造の改善を加速させる

⊄sojitz ⊲aaaaaaaaaaaaaaa

(ご参考) 発行済優先株式の概要

(2005年5月17日現在)

	発行残高	保有金融機関	現在の転換価額 (修正時の上限·下限)	現在の 潜在株数	転換請求 開始日
('03/5 発行分)					
第一回 種	526 億円)		262円 (上限262円 下限209.6円)	200.8百万株	'06/5/14 ~
第二回 種	526億円	(各回各種: 同一ポーション) UFJ銀行 各300億円	262円 (上限262円 下限209.6円)	200.8百万株	'08/5/14 ~
第三回 種	526億円	みずほコーポレト銀行 各90億円 東京三菱銀行 各70億円	262円 (上限262円 下限209.6円)	200.8百万株	'10/5/14~
第四回 種	526億円	りそな銀行 各36億円 三菱値託銀行 各20億円 農林中央金庫 各10億円	262円 (上限262円 下限209.6円)	200.8百万株	'12/5/14~
第一回 種	526億円		262円 (上限262円 下限209.6円)	200.8百万株	'14/5/14~
第一回 種	30億円	リーマンプラザーズ 30億円	503円 (上方修正なし)	6.0百万株	'04/5/14~
'04/10 発行分)					
第一回 種	1,995億円	UFJ銀行 1,995 億円	'24/10 に決定 (上限なし 下限80%)注	未定	'24/10/29 ~
第一回 種	1,305億円	UFJ 銀行 1,305 億円	'19/10 仁決定 (上限 500%) 连	未定	'19/10/2 9 ~
第二回 種	200億円	みずほコーポレト銀行 100億円 東京三菱銀行 100億円	'15/10 仁決定 (上限 200%) 注	未定	'15/10/29 ~
第一回 種	70億円	UBS 70 億円	451.5円 (上限601.9円)	22.1百万株	'05/5/2 ~
			注:	当初転換価額に対する	北率

(ご参考)今回設定する優先株式の取得枠概要

取得する対象株式の種類 第一回 種優先株式

取得する株式の総数 残存する第一回 種優先株式の全部である26,300,000株を

上限とする

株式の取得価額の総額 600億円を上限とする

取得する相手方 UFJ銀行、みずほコーポレート銀行、東京三菱銀行、

りそな銀行、三菱信託銀行、農林中央金庫

⊄sojitz /////

(ご参考)転換社債型新株予約権付社債(CB)の発行条件概要

発行体双日ホールディングス株式会社保証双日株式会社による連帯保証

発行金額 600億円

募集方法 第三者割当形式により、全額を野村證券株式会社に割当

年限 2年 クーポン 0%

発行価額 額面金額100円につき100円。ただし、新株予約権は無償にて発行

償還価額 額面金額100円につき100円

当初転換価額 506.4円

転換価額の修正 発行後毎月第4金曜日までの5連続取引日の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値の

90%に修正

下限転換価額 289円 **上限転換価額** 1,012.8円

コール・オプション 発行体は10営業日前までの事前通知により、毎月第4金曜日に額面金額100円につき

100円で繰上償還可能

プット・オプション 割当先は10営業日前までの事前通知により、毎月第4金曜日に額面金額100円につき

98円で繰上償還請求可能

譲渡制限 割当先は、発行体からの書面による事前承諾がなければ本CBの全部または一部を第

三者に譲渡しない